

廃樹脂貯留室の堰について

令和2年8月6日
日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所

【R2.7.20 コメント】

廃樹脂貯留タンクの堰内容量（6.8m³）の確認の必要性を説明すること。既に認可済みなのか、検査が必要なのか検査方法の記載要否を説明すること。

廃樹脂貯留室内の堰については、既往の設工認等の申請対象とはなっておらず、使用前検査も受検していない。

今回の設工認において堰内容量を示して適合性を説明しているため、寸法検査及び外観検査を行い、堰内容量が想定溢水量（6m³）以上であることを確認することとする。

なお、堰内には配管サポート等の小型の構造物が多数ある。これらが堰内容量に占める割合は小さいが、検査において堰内容量を算出する際は、これら小型の構造物の影響を適切に考慮した保守的な計算を行うこととする。また、設工認申請書に記載した値は実測値に基づいたものであるため、検査を考慮して保守的なものに変更し補正する。